



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 8 2 号 令和 8 年 8 月 2 1 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 4 0	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
4 4 1	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
4 4 2	道路の区域を変更する件	高規格道路課
4 4 3	道路の供用を開始する件	同

徳島県告示第440号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第1項の規定に基づき、三好市長及び海陽町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第2項の規定により次のとおり認証した。

令和8年8月21日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 三好市に係る地籍調査

(1)ア 調査を行った者の名称

三好市

イ 調査を行った時期

令和5年度から令和7年度まで

ウ 成果の名称

三好市（重末の一部・冥地の全部）の地籍図及び地籍簿（重末1・冥地地区）

エ 調査を行った地域

三好市西祖谷山村大字重末の一部及び冥地（重末1・冥地地区）

オ 認証年月日

令和8年8月10日

(2)ア 調査を行った者の名称

三好市

イ 調査を行った時期

令和5年度から令和7年度まで

ウ 成果の名称

三好市（新居屋の全部）の地籍図及び地籍簿（新居屋地区）

エ 調査を行った地域

三好市東祖谷大字新居屋（新居屋地区）

オ 認証年月日

令和8年8月10日

2 海陽町に係る地籍調査

(1) 調査を行った者の名称

海陽町

(2) 調査を行った時期

令和4年度及び令和5年度

(3) 成果の名称

海陽町浅川の一部の地籍図及び地籍簿（浅川1－5地区）

(4) 調査を行った地域

海部郡海陽町浅川の一部（浅川1－5地区）

(5) 認証年月日

令和8年8月10日

徳島県告示第441号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年8月21日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所
吉野川市美郷字大野9の33
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

徳島県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年8月21日から2週間一
般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路 線 名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
439号	三好市東祖谷菅生199番1地先か ら 同 で 623番8地先ま	旧	5.3～7.2	84.4
	同	新	7.6～8.8	84.4

徳島県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年8月21日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
439号	三好市東祖谷菅生199番1地先から 同 623番8地先まで	84.4	令和8年8月21日